

「大船渡市水害ハザードマップ作成業務」企画提案仕様書

1 適用

本仕様書は、委託者大船渡市（以下「甲」という。）が実施する「大船渡市水害ハザードマップ作成業務」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、受託者（以下「乙」という。）が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

2 目的

本業務は、安心して住み続けることができるまちづくりの実現に向け、岩手県が令和6年2月に指定した浦浜川の洪水浸水想定区域並びに令和8年3月に指定した船河原川、須崎川、中井川、立根川、後の入川、合足川、甫嶺川、泊川及び吉浜川の洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、避難ルートや避難所の検討を行う。

あわせて、住民参加によるワークショップを実施し、地域の実情や住民の意見を反映させながら、総合的な防災・減災体制の構築を図るものとする。

これらの検討結果を踏まえ、実効性のある水害ハザードマップを作成することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、もって住民生活の安全を確保することを目的とする。

3 業務の名称

業務の名称は、大船渡市水害ハザードマップ作成業務とする。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日とする。

5 準拠する法令等

本業務の実施については、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 都市計画法
- (6) 岩手県地域防災計画
- (7) 大船渡市地域防災計画
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (9) その他関係法令及び通達等

ア 「水害ハザードマップ作成の手引き」 令和5年（国土交通省）

イ 「避難情報に関するガイドライン」 令和8年3月（内閣府）

6 対象地区

本業務の対象地区は、盛、大船渡、末崎、赤崎、蛸ノ浦、猪川、立根、日頃市、綾里、

越喜来及び吉浜地区の市内全 11 地区（洪水浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域等）とする。

7 業務計画

乙は、本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を甲に提出し、承認を得なければならない。業務実施計画等を変更する場合も同様とする。

- (1) 業務実施計画書及び工程表
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者届
- (4) その他必要なもの

8 技術者配置要件

(1) 技術者配置の基本要件

受注者は、本業務を適切に実施するため、以下の技術者を配置すること。

- ・管理技術者 1名
- ・照査技術者 1名
- ・担当技術者 必要数

(2) 管理技術者の要件

管理技術者は、技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）又は、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有し、地方公共団体を対象とした地域防災計画、避難計画、ハザードマップ作成業務、その他これらに類する業務について、履行実績を有する者とする。

(3) 照査技術者の要件

照査技術者は、防災関連業務、ハザードマップ作成業務、その他これらに類する業務について実績を有し、本業務成果の品質確保の観点から、適切に照査を行うことができる者とする。

なお、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

(4) 担当技術者の要件

担当技術者は、洪水、土砂災害、防災、GIS 等に関する実務経験を有する者とする。

なお、担当技術者は複数名配置できるものとし、業務内容に応じて適切に役割分担を行うこと。

(5) ワークショップ実施体制に関する要件

住民参加型ワークショップの実施にあたっては、ファシリテーションを担う担当者を配置し、対象 11 地区におけるワークショップを円滑に運営できる体制を確保すること。

また、ワークショップは、市及び地区関係者との調整により、平日に連続して開催する必要があるため、これに対応可能な体制を構築すること。

(6) 兼務に関する扱い

管理技術者及び担当技術者の兼務は可とする。ただし、本業務の履行に支障のない体制を確保すること。

9 関係官公署への手続き

作業の実施に必要な関係官公署等の諸手続きは、甲と協議の上、乙において迅速に処理しなければならない。

10 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、乙の責任において解決するものとし、顛末を速やかに甲に報告するものとする。

11 秘密の保持

乙は、本業務の遂行により知り得た情報を甲の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。本業務完了後においても同様とする。

12 個人情報の保護

本業務の遂行にあたっては、避難地区の把握、避難路の設定等の重要事項や統計情報を多く取り扱う性質上、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な管理のため、プライバシーマーク（Pマーク）並びに情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に準拠した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し、業務を進めなければならない。そのため、乙は、本業務における管理体制について、業務着手時に実施計画書に記載するとともに、Pマーク並びにISMSの認定証を提出し、甲の承認を得なければならない。

13 成果品に対する責任

成果品の引き渡し後であっても、成果品の内容等に不備又は誤りが発見された場合は、乙の責任と費用負担により、速やかに成果品を訂正、補正しなければならない。

14 成果品の帰属

本業務の成果品及びデータは、すべて甲の所有とし、甲の承諾なしに他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。ただし、ソフトウェアプログラム等、乙又は第三者が保有すると認められる著作物については、その著作権は留保されるものとし、甲はその一部使用権及び使用許諾をもって使用するものとする。

15 検査

乙は、本業務の完了後、甲の検査を受けるものとし、検査の結果、修正を要する事項については速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

16 既存資料の収集整理

乙は、本業務に必要な以下の資料を収集整理するものとする。甲から貸与された資料は、責任を持って保管し、紛失、破損等を生じないように細心の注意を払い、業務終了後は、速やかに返却するものとする。

No	貸与資料名	形式
1	大船渡市地域防災計画	紙媒体

2	洪水浸水想定区域図（浦浜川、船河原川、須崎川、中井川、立根川、後の入川、合足川、甫嶺川、泊川、吉浜川）	Shape 形式
3	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	Shape 形式
4	大船渡市都市計画図又は国土地理院基盤地図等	DM 形式又は Shape 形式
5	避難所	Excel 形式及び Shape 形式
6	対象地区の名称及び範囲に関する資料	Excel 形式及び Shape 形式
7	公共施設等その他施設	Shape 形式

17 疑義

本仕様書に明記されていない事項、内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに甲乙協議の上、決定するものとする。

18 打合せ協議

本業務を適切かつ円滑に実施するため、乙は、甲と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容について、都度、打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

19 納入場所

本業務の成果品の納入場所は、大船渡市役所総務部危機防災対策課とする。

20 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務の実施にあたり、地域防災計画等の関連資料を確認し、本市の防災の現状を把握する。その上で、業務全体の方針及び作業計画を策定するものとする。

(2) 基礎資料の収集・整理

本業務に必要な各種資料を収集し、整理するものとする。収集したデータは、告示図書等と照合し、正確性を確認したもののみを使用するものとする。なお、以下の点に留意するものとする。

- ・貸与資料の複製及びデータ変換に係る費用は本業務に含むこと。
- ・複製資料は、作業完了後、速やかに廃棄すること。

(3) 防災関連情報の整理

収集・整理した資料をもとに、基図の縮尺や洪水・土砂災害等の防災情報等の基本条件を設定するものとする。データは汎用的に活用できるよう、Shape 形式で取りまとめるものとする。

(4) 地区別ハザードマップ作成

住民にとって見やすく分かりやすいハザードマップとするため、記載内容、表記方

法、配色、情報配置等について十分に検討し、レイアウト設計を行うものとする。

また、乙は、既存のハザードマップと比べて、より見やすく、より理解しやすいものとなるよう具体的な表現方法について提案を行うものとする。

作成した原案データは、Adobe Illustrator（AI形式）にて印刷用データを作成し、印刷前の色調等の確認を行うものとする。

No	項目		条件
1	ハザードマップ	規格	A1判両面 11種（11地区）
2		内容	表：浸水深、土砂災害、避難所等（表題及び凡例は日本語及び英語併記） 裏：当市の既存データを基に、他自治体等の事例を参考とし、見やすく分かりやすい啓発情報（全11地区共通）

(5) ハザードマップ印刷

印刷の仕様は次のとおりとする。

No	項目		条件
1	ハザードマップ	用紙	90kg コート紙
2		部数	11地区合計 16,000部（フルカラー）
3		仕上	A1判（A4折り）
4		納品方法	・甲が指定する場所一括納品 ・印刷後、行政区（142箇所）毎に袋詰めを行い、宛名ラベルを貼付すること（ラベルは提供しますが、袋は準備願います。）

(6) 住民ワークショップ実施

洪水浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域を踏まえ、対象地区の住民を対象にワークショップを実施する。

① 実施内容

ア 資料作成

- ・ワークショップで使用する説明資料及び配布資料を作成すること
- ・内容は以下を基本とすること
 - 対象地区の災害リスク（浸水深、土砂災害等）の説明
 - ハザードマップ（素案）
 - 避難所、避難経路、危険箇所の現状整理
- ・専門用語は極力避け、図表・イラスト等を用いて視覚的に理解しやすい構成とすること

イ 進行（ファシリテーション）

- ・参加者の意見を引き出すことを重視し、対話型の進行とすること
- ・内容は以下を基本とすること
 - 趣旨説明及び災害リスクの解説
 - 地図を用いたワークショップ（危険箇所・避難行動の確認）

- 意見の共有及び全体の整理
- ・高齢者等にも配慮し、分かりやすい説明及び発言しやすい環境づくりを行うこと
- ウ 意見を踏まえた地図修正
 - ・ワークショップで得られた以下の情報を整理・反映すること
 - 地域特有の危険箇所（冠水箇所、崖崩れの懸念箇所等）
 - 実際の避難行動に関する課題（通行不能箇所、夜間の危険等）
 - 住民が認識している避難経路及び避難場所
 - ・客観的データとの整合性を確認した上で、ハザードマップに適切に反映すること
- エ 修正した地図について意見聴取
 - ・修正後のハザードマップ（案）の内容を確認するため、再度住民から意見を聴取すること
 - ・地域代表者へ資料を郵送し、書面の返信を持って確認すること
 - ・意見の妥当性を整理し、最終成果物に反映すること
- オ 結果整理
 - ・ワークショップの実施結果を報告書として取りまとめること
 - ・内容は以下を含むこと
 - 実施概要（日時、場所、参加人数等）
 - 使用資料
 - 主な意見及び対応方針
 - 地図修正内容の整理
 - 今後の課題
 - ・甲が内容を容易に確認できるよう、図表等を用いて分かりやすく整理すること

② 実施条件

- ア 開催回数
 - ・ワークショップは対象 11 地区で実施し、大船渡地区及び末崎地区については各 2 箇所、その他の地区については各 1 箇所とする（計 13 回）。
- イ 開催日時
 - ・住民が参加しやすいよう、平日夜間または休日の開催を基本とすること
- ウ 実施体制
 - ・各回のワークショップには、2 名以上の体制で参加し、進行（ファシリテーション）、記録、参加者対応等を適切に分担すること
- エ 役割分担
 - ・甲は、開催場所の確保、関係機関との調整、参加者募集等の地区調整を主体的に行うこと
 - ・乙は、ワークショップの事前準備（資料作成等）及び当日の運営（進行、記録、結果整理等）を担当すること

(7) ホームページ用データ作成

ハザードマップの周知を目的として、インターネット公開用の電子データを作成するものとする。データ形式は PDF 形式とする。

21 成果品

成果品は以下のとおりとする。なお、成果品の原稿は Word、Excel を基本とし、納入後、甲が修正加除及び印刷が可能な状態でデータを作成するものとする。

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) ハザードマップ（A 1 判 90kg コート紙、A 4 折り） | 16,000 部 |
| (2) 業務報告書 | 1 部 |
| (3) 上記電子データ（AI データ・Shape 形式等） | 1 式 |
| (4) ホームページ用データ（PDF 形式） | 1 式 |
| (5) その他必要な資料 | 1 式 |